

AMAZING TOYAMA Facebook ページ運用ポリシー

本ポリシーは、富山市（以下、「市」といいます。）が設置する AMAZING TOYAMA Facebook ページ（以下、「ページ」といいます。）の運用に関する事項を定めるものです。

1 目的

本ページは、市が主催する AMAZING TOYAMA プロジェクトに関連する情報等について Facebook を通じて発信することにより、市の魅力の対外的な発信や市民のシビックプライド醸成を図ることを目的とするものです。

2 運用

- (1) 運用主体（ページアカウント管理者）は、企画管理部広報課とします。
- (2) ページ名は、「AMAZING TOYAMA」とします。
- (3) 投稿する内容は、AMAZING TOYAMA プロジェクトに関連する情報等のほか、目的達成に資する情報等とします。
- (4) ページアカウントのなりすましを発見した場合は、市ホームページにおいて速やかに情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行います。

3 個人情報の取り扱いについて

氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の個人を特定することができる情報については、「個人情報の保護に関する法律」のほか、関係法令に基づき適切に取り扱います。

4 コメント等への対応

- (1) 原則としてコメントやメッセージへの返信等（以下、「リアクション」といいます。）は行いません。
- (2) 不適切なリアクションがあった場合は、運用主体の判断により訂正又は削除します。

5 禁止事項

次の事項に該当すると判断した投稿やコメントは、投稿者に断りなく全部又は一部を削除することがあります。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等の知的財産権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させるもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 虚偽又は事実と異なるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を掲載するなどプライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラムを使用し若しくは提供するもの。またその恐れのあるもの
- (11) (1) から (10) までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの
- (12) 上記のほか、運用主体が不適切と判断したもの

6 知的財産権

投稿内容に含まれる写真等に関する知的財産権（商標権、著作権等のすべての権利）

は、本市あるいは本市以外の原作者に帰属します。内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断での複製・転用は認めません。ただし、「シェア」機能については自由とします。

7 免責事項

- (1) 投稿する情報の正確さについては万全を期することとしますが、運用主体は、利用者がその情報を用いて行った行為により利用者又は第三者が被った被害について一切の責任を負わないものとします。
- (2) ページに関連して生じた利用者間のトラブル又は利用者と第三者とのトラブルにより利用者若しくは第三者が被った被害について一切の責任を負わないものとします。
- (3) ページに関連する事項によって生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

8 その他

ページの利用について何らかの理由で不都合が発生した場合は、運用主体は予告なく投稿やページそのものの削除を行うことがあります。また、本ポリシーは、予告なく変更することがあります。

附 則

この運用ポリシーは、令和6年4月1日から適用します。